

カリブ諸国の開発戦略の変遷

—地域統合及びラテンアメリカとの連携を中心に—

松本 八重子

はじめに

本年、日本とジャマイカ、トリニダード・トバゴとの国交が樹立されてから 50 年を迎える。本論ではカリブ諸国の発展過程を地域統合・地域協力という視点から考察していくことにしたい。カリブの地域統合ではカリブ共同体 (CARICOM) が中心的組織として機能しており、現在 15 カ国が加盟している。独立前のカリブ諸国はその狭小性のために個別に独立するのは無理であろうと考えられており、初期の地域統合は脱植民地化過程と密接に関連しながら進展した。1958 年、英領カリブ地域は西インド諸島連邦を形成し、その後は連邦として独立する予定であった。しかし、連邦下院の議席数や財政負担などの面でジャマイカには不満があり、住民投票によりジャマイカの連邦離脱と単独独立が決定された¹。トリニダード・トバゴは中央集権的な連邦を志向していたが、結局ジャマイカに統いて単独独立を決定し、西インド諸島連邦の州となるはずであった残りの島々もやがて国家として独立するという道を辿った。その間、トリニダード・トバゴのエリック・ウィリアムズ首相の呼びかけなどにより地域統合が模索されるようになり、やがて CARICOM へと発展していくのである²。

以下、まずカリブにおける地域統合の経緯を概観し、次に、CARICOM 諸国はラテンアメリカ諸国とどのような開発のための連携を模索しているのかを、ラテンアメリカ・カリブ諸国共同体 (CELAC) を中心に紹介することにしたい。

カリブにおける地域統合の展開

1962 年、ウィリアムズは「カリブ経済共同体」の形成を呼びかけ、翌年第 1 回英連邦カリブ首脳会議を開催したが、まだこの時点では具体的成果は見られなかった。65 年、バルバドス、ガイアナ、アンティグアの 3 カ国によりますカリブ自由貿易連合 (CARIFTA) 設立条約が結ばれ、68 年、トリニダード・トバゴをはじめとして、ジャマイカも加盟した。まだ独立を果たしていなかった準独立国 (associated states) は、東カリブ共同市場 (ECCM) を発足したうえで、CARIFTA にも加盟した。その背景として英国の EC

加盟問題が影響しており、英國の EC 加盟後どのように従来の英國との経済協力関係を再構築するかも課題となっていた。73 年に CARIFTA はカリブ共同体・共同市場へと再組織され、単に貿易自由化を目指す経済統合から、共同市場の形成、外交政策の調整、西インド諸島大学 (UWI) の共同運営などの機能的協力をを目指す地域共同体へと統合を深化させた。

66 年から 83 年にかけて、バルバドスや ECCM 加盟国はモントセラトを除き次々と単独独立を果たし、81 年、ECCM は東カリブ諸国機構 (OECS) へと再編成された。経済統合の他、海外代表派遣などの対外関係上の協力、共通通貨(東カリブドル)と中央銀行 (ECCB) の運営、安全保障などの分野で協力を展開している。さらに冷戦の終焉後グローバル化は加速し、2001 年にカリブ共同体設立条約は大幅に改訂され、CARICOM 単一市場経済 (CSME) を形成し競争力を高めることを目指すようになった。

この間 CARICOM は、発足当初の英連邦カリブ諸国のみにより構成される共同体から、スリナム (95 年加盟、旧オランダ領)、ハイチ (02 年加盟、旧フランス領) を含む共同体へと拡大した。さらに、英領ヴァージン諸島などの非独立主体も準加盟地域となっている。また、CARICOM はドミニカ共和国と FTA を結び、ACP 諸国 (アフリカ・カリブ海・太平洋諸国) CARICOM とドミニカ共和国は CARIFORUM を形成し、コトヌ協定のもと 08 年に EU と CARIFORUM 間で経済連携協定 (EPA) を締結している。

カリブ諸国の地域統合を発展させる動機となる開発戦略や開発ビジョンは、どのように変化してきたのであろうか。以下、西インド諸島大学名誉教授のノーマン・ガーヴァンの論文³を紹介しながら、開発戦略の変遷を辿っていくこととする(表 1 参照)。68 年から 73 年の時期、CARIFTA は主として輸入代替工業化 (ISI) のために、国内市場より広い統合市場を形成するという機能を果たしており、こうした統合市場における ISI 戰略の継続は、欧州統合の影響が強かったとガーヴァンは論じている。ISI とはラウル・プレビッシュを中心とする ECLA の構造学派が広めた開発政策であり、メキシコ、ブラジル、アルゼンチンなどの国内経済規制

が比較的大きい国々で 50、60 年代に成功を収めたが、その影響がカリブでも強かったのである。73 年から 89 年の期間は、セントルシア出身のノーベル経済学賞受賞者、アーサー・ルイスが提唱した国家主導による輸出促進型工業化政策が主たる開発戦略であったとガーヴァンは指摘している⁴。地域統合市場においてより廉価な原料を用いてより低いコストで生産することを目指し、共同で外資との交渉や市場調査を実施するという開発戦略をとっていたのである。

次の 89 年以降の期間は、ネオリベラリズムが世界経済を動かす主たる理念であり、経済統合においては、オープン・リージョナリズムが主流であるとガーヴァンは論じている⁵。このシナリオでは、ネオリベラリズムとグローバリゼーションの下、投資、サービスの分野でも自由化が実施され、より効率的で競争力のある生産方式が追求され、対域外輸出の拡大が目指された。そして 2008～15 年の期間、CARICOM の統合計画は単一市場から単一経済への移行期にあたり、自由市場メカニズムと国家の役割（加盟国の政策協調）とのバランスが重要となるのではないか、という展望をガーヴァンは示している⁶。

CARICOM 諸国との連携

グローバル化が進む世界市場で、CARICOM 諸国は域外諸国と様々な連携を結ぶことにより、経済発展を促進し、経済的安全保障を確保しようとしている。CARICOM 諸国の全輸出額に CARICOM 域内輸出額が占める比率は、2005 年から 10 年の平均値で 16.5% であり、対米国輸出が 44.4%、対 EU 輸出が 13.7%、CARICOM 以外のラテンアメリカ・カリブ諸国向け輸出は 11.9%、対アジア輸出は 2.2% であった。輸入に関しては、域内輸入が 13.0%、米国からの輸入が 33.0%、EU からの輸入が 10.7%、CARICOM 以外のラテンアメリカ・カリブ諸国からの輸入は 20.9%、アジアからの輸入が 10.6% であった⁷。カリブ諸国連合（ACS）、米州ボリバル同盟（ALBA）、CELAC は、CARICOM 諸国と CARICOM 非加盟のラテンアメリカ・カリブ諸国との経済統合や利害調整の場となっている。これらの地域協力・地域統合の近年の動向を次に論じていくことにしたい。各国の加盟状況は、表 2 としてまとめてある。

ACS は 1995 年に発足し、CARICOM 加盟国をはじめ 25 カ国が加盟し、事務局はトリニダード・トバゴにある。主たる協力分野は経済統合、環境保護、テロ、

麻薬、自然災害、観光業やインフラ協力などであるが、2005 年に第 4 回サミットが開催された後、久しくサミットが開かれていなかった。しかし、13 年 4 月にハイチにおいて第 5 回 ACS サミットが開催され、メキシコのペニヤ・ニエト大統領が議長を務めた。

ALBA は米州自由貿易地域(FTAA)交渉中の 04 年、ベネズエラとキューバの間でボリバル代替統合構想が合意され発足し、09 年に米州ボリバル同盟に名称が変更された。また、05 年にペトロ・カリベも発足し、これに加入したカリブ諸国に対して助成価格で石油が供給されている。ALBA はネオリベラリズムや、米国の対キューバ政策などに強く反対する立場をとってきたグループである。

CELAC は、リオ・グループ⁸と 08 年にスタートしたラテンアメリカ・カリブ首脳会合（CALC）が合併再編され、11 年 12 月に発足した。その際、リオ・グループと CALC は発展的に解消されている⁹。CELAC にはラテンアメリカ・カリブの 33 カ国すべてが加盟している。その目的は、地域統合を深化させ持続的発展のために協調すること、政治・経済・社会・文化面での統合を進めること、国内の社会的格差を是正しミニニアム開発目標を達成すること、技術分野などの南々協力の促進、全ラテンアメリカ・カリブ 33 カ国の共通ビジョンの形成、などである¹⁰。

加盟諸国は、CARICOM、ALBA、中米統合機構（SICA）、メルコスール、アンデス共同体、太平洋同盟、南米諸国連合（UNASUR）などのグループにも所属している（表 2 参照）。さらに域外諸国とも各国は様々な FTA を締結し利害は錯綜しており、FTA 間の調整や補完性の強化が重要である。メルコスールは EU との FTA 締結を目指してきたが調整が難航している。太平洋同盟のチリは TPP 原加盟国であり、メキシコとペルーは TPP 加盟交渉に参加しており、この 3 カ国は APEC 加盟国もある。米国との関係では、メキシコは NAFTA 加盟国であり、中米諸国とドミニカ共和国、パナマ、メキシコ以外の太平洋同盟諸国も既に米国と FTA を締結している。米国も EU との FTA 交渉を 13 年に開始しており、FTA が締結されれば世界経済のグローバル化は加速される可能性が高い。日本との関係では、13 年初めに日・CELAC 外相会合が開かれ、また 2000 年に第 1 回日・カリコム外相会合が開催され、10 年に第 2 回、13 年に第 3 回会合が開かれた。

表1 戰略と政策：経済統合イニシアティブの政治経済

	CARIFRA	1973年条約のCARICOM	条約改訂後のCARICOM/CSME	単一開発ビジョン
期間	1968－1973年	1973－1989年	1989年以降	2008－15年
戦略	地域レベルの輸入代替	開発と転換のための統合	オープン・リージョナリズム	開発主義的オープン・リージョナリズム
方向性	内向き志向	内向き志向	外向き志向	外向き志向
代表的機関	市場主導	国家主導	市場主導	国家主導と市場主導の混合
理論	新古典派	開発と構造転換	ネオリベラリズム	修正されたネオリベラリズム
主たる知的影響	外発的	内発的	外発的	内発的
背景	・国家レベルのISIが限界に達する ・英国のEEC加盟申請	・CARIFTAのもとでの貿易拡大 ・英国のEC加盟決定	・ワシントン・コンセンサス ・ウルグアイ・ラウンド ・NAFTA ・EU統一市場	・CARICOM統一市場の開始 ・単一経済を完成させるための一連の計画策定
原動力	主に内発的 ・政府 ・民間セクター ・地域の学術機関(UWI)	主に内発的 ・政府 ・民間セクター ・地域の学術機関(UWI)	主に外発的 ・グローバリゼーション ・世銀 ・IMF ・援助供与国	主に内発的 ・政府 ・民間セクターにおける地域の利害関係者 ・CARICOM事務局 ・地域の学術機関(UWI)

出所：Norman Girvan, "Caribbean Community: The Elusive Quest for Economic Integration," in Kenneth Hall and Myrtle Chuck-A-Sang, eds, *Regional Integration: Key to Caribbean Survival and Prosperity*, (Trafalgar Publishing, 2012) , pp.40-41, Table 9.2.

表2 カリブ、ラテンアメリカ諸国の地域統合・地域協力への加盟状況

	CARICOM	OECS	ACS	ALBA	SICA	メルコスール	アンデス共同体	太平洋同盟	UNASUR	CELAC
カリブ諸国										
アンティグア・バーブーダ	○	○	○	○						○
バハマ	○		○							○
バルバドス	○		○							○
キューバ			○	○						○
ドミニカ国	○	○	○	○						○
ドミニカ共和国			○		○					○
グレナダ	○	○	○							○
ガイアナ*注2)	○		○						○	○
ハイチ	○		○							○
ジャマイカ	○		○							○
モントセラト(英国の海外領土)*注1)	○	○								
セントクリストファー・ネーヴィス	○	○	○							○
セントルシア	○	○	○							○
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	○	○	○	○						○
スリナム*注2)	○		○						○	○
トリニダード・トバゴ	○		○							○
中米諸国										
ベリーズ	○		○		○					○
コスタリカ			○		○					○
エルサルバドル			○		○					○
グアテマラ			○		○					○
ホンジュラス			○		○					○
メキシコ			○						○	○
ニカラグア			○	○	○					○
パナマ			○		○					○
南米諸国										
アルゼンチン						○			○	○
ボリビア				○		○*注3)	○		○	○
ブラジル						○			○	○
チリ								○	○	○
コロンビア			○			○	○	○	○	○
エクアドル				○		○			○	○
バラグアイ						○			○	○
ペルー							○	○	○	○
ウルグアイ						○			○	○
ペネズエラ			○	○		○			○	○

*注1) 本表ではCARICOM、OECSに正式に加盟しているモントセラトは載せ、準加盟地域やオブザーバーとして参加しているその他の非独立地域については割愛してある。

*注2) ガイアナ、スリナムは南米に位置しているが、便宜上カリブ諸国として分類した。

*注3) ボリビアはメルコスール加盟議定書に署名後、批准待ちの状況にある。

第2回 CELAC サミット

13年、チリで第1回 CELAC サミットが開催され、14年1月にキューバのハバナで第2回 CELAC サミットが開催された。ラウル・カストロ国家評議会議長が議長を務め、「ハバナ宣言」¹¹が出され、政治フォーラム、国際社会における主体としての CELAC の重要性が確認された。経済発展の分野では、所得格差の是正と貧困の削減（同宣言 13 条）が目指され、「2025 年までにラテンアメリカ・カリブから飢餓をなくすためのイニシアティブ」を支持し（21 条）、ハイチの復興開発支援（24 条）、国連ミレニアム開発目標の達成と 15 年以降の新開発アジェンダ作成の重要性（27～30 条）、国際金融体制の強化と海外直接投資フローの円滑化の必要性（44～46 条）などを指摘している。ラテンアメリカ・カリブ諸国の中多くは新興国や中所得国であるが、ジニ係数が高く、貧困層やインフォーマル・セクターの縮小がより平等な社会の実現に必要である。同宣言はさらに、CELAC - 中国フォーラムや CELAC - ロシアダイアログの発足や、15 年に開催予定の第2回 CELAC - EU サミットなど、域外との連携についても触れている（75, 78 条）。

政治問題に関し同宣言は、マルビナス（フォークランド）諸島の主権問題をめぐりアルゼンチンを支持し（50 条）¹²、また、キューバに対する米国の経済制裁を廃止するよう求めている（52 条）。米国オバマ政権は 09 年に、OAS におけるキューバの活動停止を解除する決議を支持し、キューバへの渡航や送金に関する制限を緩和する政策を既に実施している¹³。同宣言はまた、国連などの国際機関においてラテンアメリカ・カリブ諸国がより多くの主要ポストを占める必要があり、国連安保理の意思決定システムを改革する必要があるとしている（63～64 条）¹⁴。さらに、核軍縮問題、移民、人権問題、気候変動、地域統合と文化の関係、国際的組織犯罪の取り締まりの強化などに言及している。

これらの目標達成には、持続的発展と国際機構との協力が重要である。カリブ諸国はラテンアメリカ諸国と連携しながら、グローバル化が進む世界に適応し、ネオリベラリズムのみでは解決できなかった問題に対処する方法を模索していると言えよう。

（まつもと やえこ 亜細亜大学非常勤講師）

- 1 松本八重子「脱植民地化の国際規範と憲法改正—英領西インド諸島の事例を中心に、1941-62 年—」『国際政治』第 147 号、2007 年、122-126 頁。
- 2 A. J. Payne, *The Politics of the Caribbean Community, 1961-79*, (Manchester U. Press, 1980) , pp.26-55. 松本八重子『地域経済統合と重層的ガバナンス—ラテンアメリカ、カリブの事例を中心に—』中央公論事業出版、2005 年、172-194 頁。
- 3 Norman Girvan, "Caribbean Community : The Elusive Quest for Economic Integration," in Kenneth Hall and Myrtle Chuck-A-Sang, eds., *Regional Integration: Key to Caribbean Survival and Prosperity*, (Trafford Publishing) , 2012, pp.34-67.
- 4 Ibid., p.42.
- 5 Ibid., pp.43-44.
- 6 Ibid., p.44.
- 7 CARICOM Secretariat, *CARICOM's Trade: A Quick Reference to Some Summary Data, 2005-2010*, 2013, p.9, Table 1.7; p.12, Table 1.9.
- 8 中米紛争の平和的解決を目指し結成されたコンタドーラ・グループが、86 年に拡大改組されリオ・グループとなった。
- 9 The Third Summit of CALC and the Twelfth Summit of Rio Group, "Caracas Declaration: In the Bicentenary of the Struggle for Independence Towards the Path of Our Liberators," 2011, Article32.
- 10 Ibid.
- 11 CELAC, "Havana Declaration: II CELAC Summit," 28-29 January, 2014.
- 12 2013 年 3 月に実施された同島の住民投票では、99.8% が英國との憲法上の関係を維持することに賛成しており、英國政府は住民の自決権を支持するとの立場をとっている (<https://www.gov.uk/government/speeches/the-falkland-islands-referendum>, 02/22/2014 accessed)。またこの付近の油田開発問題が、紛争の一因となっている。
- 13 キューバの経済制裁問題に関して、第 5 回 ACS サミット宣言は、第 4 回 ACS サミットに引き続きヘルムズ・バートン法の適用の廃止を求めていた（Fifth Summit of the Heads of State and/or Government of the States, Countries and Territories of ACS, "Declaration of Pétition Ville," April 26th, 2013, Article 9.）。
- 14 すでにブラジルは IMF において投票権を有する上位 10 カ国に入っており、アルゼンチン、ブラジル、メキシコは G20 のメンバーである。